

令和7年度
新発田市移住支援事業《移住支援金》
募集要項



【目次】

1. 事業の概要
 - 2-1. 交付対象者について（移住等に関する要件）（※）
 - 2-2. 交付対象者について（就業等に関する要件）（※）
- （※）上記2-1及び2-2の要件について、令和6年度中に転入した方については、令和6年度の要件を適用します。
3. 移住支援金の交付金額
 4. 交付申請について
 5. 交付までの流れについて
 6. 交付決定通知の再交付について
 7. 報告及び立ち入り調査について
 8. 交付金の返還請求について
 9. マッチングサイトおよび起業支援金、専門人材について

<問合せ先、申請受付窓口>

新発田市役所 みらい創造課 ライフデザイン係

新発田市中心3丁目3番3号 電話（0254）28-9531

1. 事業の概要

この事業は、新発田市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に貢献するため、新潟県と共同して行う新発田市移住・就業等支援事業において、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（以下東京圏という）から本市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものです。

2-1. 交付対象者について（移住等に関する要件）

◎移住支援金の交付申請時（以下「申請時」という。）において、（１）～（３）のいずれにも該当すること。

（１）移住元に関する要件について次のいずれにも該当する方

- ① 新発田市に住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上東京２３区内に在住し、又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内への通勤をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区に在住し、又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

※ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ進学し、東京２３区内の企業等で就業していた場合は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）移住先に関する要件について次のいずれにも該当する方

- ① 新発田市に住民票を移し転入したこと。
- ② 申請時において、本市に転入後１年以内であること。
- ③ 申請時から５年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- ④ 同一世帯で新発田市子育て世帯移住支援金交付要綱に基づく子育て世帯移住支援金を受給した者がいないこと。

（３）その他要件について次のいずれにも該当する方

- ① 暴力団もしくは暴力団員その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 新潟県知事又は市長が移住支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

※条件不利地域一覧

東京都： 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県： 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県： 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄市、長南町、

大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県： 山北町、真鶴町、清川村

2-2. 交付対象者について（就業等に関する要件）

◎移住支援金の交付申請時（以下「申請時」という。）において、(1)～(4)のいずれかに該当すること。

(1) 就業に関する要件について

1) 一般の場合は①～⑦ 2) 専門人材(※) の場合は①～⑤の、いずれにも該当すること。 (※専門人材：プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業した方)

1) 一般の場合

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、新潟県のマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人等（以下「移住支援金対象法人等」という。）であること。
- ③ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務に就いている法人等への就業でないこと。
- ④ 移住支援金対象法人等に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ⑤ ②に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- ⑥ 移住支援金対象法人等に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 新規雇用であって、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

2) 専門人材の場合

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと。

(2) テレワークに関する要件について、次のいずれにも該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② 移住先でテレワークにより勤務する（原則として恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ③ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 関係人口に関する要件について、次の【対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。

【対象者の要件】

- ① 新発田市公式LINEアカウントへ登録していること。
- ② しばたサポーターズクラブの会員であること。
- ③ 新発田市に居住経験のあること。

【地域の担い手確保の要件】

- ① 農林水産業に就業すること。
- ② 家業等（就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）に就業すること。

(4) 起業に関する要件として公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

3. 移住支援金の交付金額

移住支援金の交付金額は以下のとおりとなります。

●単身世帯	60万円
●2人以上の世帯（複数人世帯）	100万円
18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の世帯員を帯同して転入した場合、子ども1人につき30万円（※）加算	

※ 複数人世帯として移住支援金の交付を受ける場合、世帯員全員が次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

- ① 移住元において、交付申請者と同一世帯に属していたこと。
- ② 申請時において、交付申請者と同一世帯に属していること。
- ③ 世帯員全員が本市に住民票を移して転入したこと。
- ④ 申請時において新発田市に転入後1年以内であること。
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団員その他の反社会的勢力又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4. 交付申請について

上記条件を満たし、移住支援金の交付申請を行う場合、申請時に必要な書類（5Pに掲載）を揃え、申請受付窓口（ヨリネスしばた5階 みらい創造課ライフデザイン係）へ直接提出してください。

●申請受付期間 **令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）**

（受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）

※事業の予算上限に達し次第受付を終了します。

- ・ 申請書は、受付窓口を設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。代理人が提出される場合は、委任状を添付してください。

- ・ 委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば別様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

- ① 委任する相手の住所・氏名
- ② 委任する内容
- ③ 委任した日付
- ④ 申請者本人の住所・氏名（自署による）、押印

<交付申請時に必要な書類>

【必ず必要なもの】

- ①新発田市移住支援金交付申請書（第1号様式）
- ②申請者の本人確認書類（写真付き）の写し
- ③移住元の住民票除票の写し
（複数人世帯として移住支援金を申請する場合は世帯全員分のもの）
- ④誓約書兼同意書（第1号様式の2）
- ⑤事業利用者アンケート

【場合により必要となるもの】

- 雇用されるものとして東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ⑥東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
※就業証明書を発行してもらえない場合は法定の退職証明書及び離職票でも可
- 法人経営者又は個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ⑦開業届出済証明書、確定申告書の写し等
（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類）
- 通学期間も移住元の対象期間として含める場合
 - ⑧在学期間や卒業校を確認できる書類（卒業証明書等）
- 就業に関する要件（一般または専門人材）の場合
 - ⑨就業先企業等の就業証明書（第2号様式）
- 新潟県の実施する起業支援事業を利用し起業した場合
 - ⑩起業支援金の交付決定通知書の写し
- テレワークの場合
 - ⑪所属先企業等の就業証明書（第2号様式の2）
 - ⑫就業時間の証明書（個人事業主、フリーランス用）（第2号様式の3）
- 関係人口に該当する場合
 - ⑬「関係人口であることを証明する書類
 - ⑭就業先事業主等の就業証明書（第2号様式の4）

※申請様式は、受付窓口に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

5. 交付までの流れについて

移住支援金交付の流れは以下のとおりとなります。

- (1) 交付申請：申請者が、市へ申請書類を提出します。
- (2) 交付決定通知：書類審査後、市から申請者へ審査結果を通知します。
- (3) 移住支援金交付：市から申請者が指定する振込先口座へ補助金を振り込みます。

6. 交付決定通知の再交付について

移住支援金の交付決定を受けた移住支援金交付申請者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新発田市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（第4号様式）を提出する必要があります。

7. 報告及び立ち入り調査について

新潟県知事及び市長は、移住支援金の交付を受けた者に対して必要があると認めた場合は報告及び立ち入り調査を求めることができます。

また、正当な理由なく上記の求めを拒んだ場合、市長は交付金の返還を要求することができます。

8. 交付金の返還請求について

移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合、交付決定の全部または一部を取り消し、移住支援金の全額または半額の返還を請求する場合があります。

・虚偽の申請を行っていた場合	全額
・移住支援金の申請日から起算して3年未満に新発田市から転出した場合	
・移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合	
・起業支援金の交付決定を取り消された場合	
・移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に新発田市から転出した場合	半額
・（テレワーク・関係人口の場合）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合	

※ 上記の返還条件に該当していないかを確認するため、交付申請1年後の就労状況及び交付申請後5年間の居住状況等必要な調査を行います。必要に応じ、書類の提出を求める場合があります。

9. マッチングサイトおよび起業支援金、専門人材について

【マッチングサイトについて】

移住支援金対象法人の求人情報を掲載したマッチングサイトについては、新潟県の運営する下記の web サイトをご確認ください。

- ・「企業情報ナビ」(にいがた job café) 【URL】 <https://www.niigata-kigyo-navi.jp>



【起業支援金について】

起業支援金については、下記 web サイトをご確認ください。

- ・「公益財団法人 にいがた産業創造機構(NICO)」 【URL】 <https://www.nico.or.jp>



【専門人材について】

専門人材については、内閣府の運営する下記 web サイトをご確認ください。

- ・「プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト」 【URL】 <https://www.pro-jinzai.go.jp/>

